## 第四章　雑則

（フレキシブルディスクによる手続）

**第七十八条**　第三条第二項の申請書の申請については、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスク及び別記様式のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。

（フレキシブルディスクの構造）

**第七十九条**　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

一　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下「日本工業規格」という。）X六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

二　日本工業規格X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ

（フレキシブルディスクの記録方式）

**第八十条**　第七十八条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本工業規格X六二二五に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇二〇六〇五に規定する方式

三　文字の符号化表現については、日本工業規格X〇二〇八附属書一に規定する方式

2　第七十八条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本工業規格X〇二〇一及びX〇二〇八に規定する図形文字並びに日本工業規格X〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

**第八十一条**　第七十八条のフレキシブルディスクには、日本工業規格X六二二一又はX六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一　提出者の氏名又は名称

二　提出年月日

## 附　則

1　この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号。以下「設置法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年七月八日）から施行する。

2　この規則の施行の際現に発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二号）第三条第一項の規定によりされている認可は、第三条第一項の規定によりされた認可とみなす。

3　この規則の施行の際現に発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令第三条第二項の規定による認可についてされている申請は、第三条第二項の規定による認可についてされた申請とみなす。

4　設置法附則第二十二条第一項の規定により設置法附則第十七条の規定による改正後の法第四十三条の三の五第一項の規定によりされた許可とみなされた設置法附則第十七条の規定による改正前の法（以下「第四号旧規制法」という。）第二十三条第一項の規定による許可に係る旧発電用原子炉（第四号旧規制法第二条第五項に規定する発電用原子炉をいう。）であって、この規則の施行の際現に設置され又は設置に着手されているもの及びその附属施設であって、第五十五条、第七十二条第二項に定める規定に適合しないものについては、平成三十年七月七日までの間は、これらの規定を適用しないことができる。

**別記様式**（第七十七条関係）

フレキシブルディスク提出票

年　月　日

原子力規制委員会　殿

氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名　印

住　所

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第三条第二項の規定による申請に際し提出すべき書類に記載すべきこととされている事項を記録したフレキシブルディスクを以下のとおり提出いたします。

本票に添付されているフレキシブルディスクに記録された事項は、事実に相違ありません。

1　フレキシブルディスクに記録された事項

2　フレキシブルディスクと併せて提出される書類

備考　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　「フレキシブルディスクに記録された事項」の欄には、フレキシブルディスクに記録されている事項を記載するとともに、二枚以上のフレキシブルディスクを提出するときは、フレキシブルディスクごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。

3　「フレキシブルディスクと併せて提出される書類」の欄には、当該申請の際に本票に添付されているフレキシブルディスクに記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。

## ○原子力規制委員会規則第十一号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の十二第三項第二号の規定に基づき、研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則を次のように定める。

平成二十五年六月二十八日

原子力規制委員会委員長　田中　俊一

研究開発段階発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則

（適用範囲）

**第一条**　この規則は、研究開発段階発電用原子炉に燃料体として使用する核燃料物質について適用する。

（定義）

**第二条**　この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。

2　この規則において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　「燃料材」とは、熱を発生させるために成形された核燃料物質をいう。

二　「燃料被覆材」とは、原子核分裂生成物の飛散を防ぎ、かつ、冷却材による侵食を防ぐために燃料材を覆う金属管をいう。

三　「端栓」とは、燃料被覆材の両端を密封するために成形された金属部品をいう。

四　「燃料要素」とは、燃料材、燃料被覆材及び端栓からなる炉心の構成要素であって、構造上独立の最小単位であるものをいう。

（特殊な加工による発電用原子炉に燃料体として使用する核燃料物質）

**第三条**　特別の理由により原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定によらないで燃料体の加工をすることができる。

2　前項の認可を受けようとする者は、その理由及び燃料体の加工の方法について記載した申請書に関係図面を添付して申請しなければならない。

（二酸化ウラン燃料材）

**第四条**　二酸化ウラン燃料材は、次のいずれにも適合するものでなければならない。

一　高速増殖炉以外の発電用原子炉に用いる場合にあっては、次の表の上欄に掲げる元素を含有する場合における当該元素の含有量のウランの含有量に対する百分率の値は、それぞれ同表の下欄に掲げる値であること。

| | |
|---|---|
| 炭素 | ○・○一○以下 |
| ふっ素 | ○・○○一五以下 |
| 水素 | ○・○○○二以下 |
| 窒素 | ○・○○七五以下 |